

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
第1 基本方針	<p>基本方針</p> <p>指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとなっているか。</p>	都条例第79条
第2 人員に関する基準	<p>人員に関する基準</p> <p>指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置いているか。</p> <p>なお、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、基準を満たすものとみなす。</p>	都条例第80条第1項 都条例第80条第2項
第3 設備に関する基準	<p>設備に関する基準</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設において、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>なお、指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併</p>	都条例第81条第1項 都条例第81条第2項

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第80条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、基準を満たすものとみなす。</p> <p>1 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者の管理及び指定訪問リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の従業者に都条例「第5章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という）を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) その他運営に関する重要事項</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーショ</p>	<p>都条例第88条（準用第51条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第51条第2項）</p> <p>都条例第82条</p> <p>都条例第88条（準用第11条</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>ンを提供できるよう各指定訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において、当該指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によって指定訪問リハビリテーションを提供しているか。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <p>4 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問リハビリテーションの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>5 提供拒否の禁止</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、正当な理由なく、指定訪問リハビリテーションの提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>6 サービス提供困難時の対応</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所の通常の事</p>	<p>第1項)</p> <p>都条例第88条（準用第11条第2項）</p> <p>都条例第88条（準用第11条第3項）</p> <p>都条例第88条（準用第12条）</p> <p>都条例第88条（準用第13条）</p> <p>都条例施行要領第三の四の3の(5)（準用第三の一の3の(6)）</p> <p>都条例第88条（準用第14条）</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定訪問リハビリテーションを提供することが困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の指定訪問リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>7 受給資格等の確認</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供するよう努めているか。</p> <p>8 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>9 心身の状況、病歴等の把握</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている</p>	<p>都条例第88条（準用第15条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第15条第2項）</p> <p>都条例第88条（準用第16条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第16条第2項）</p> <p>都条例第88条（準用第17条）</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>10 居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>11 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、利用申込者が施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定訪問リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行っているか。</p> <p>12 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションの提供を行っているか。</p>	<p>都条例第88条（準用第69条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第69条第2項）</p> <p>都条例第88条（準用第19条）</p> <p>都条例第88条（準用第20条）</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>1 3 居宅サービス計画等の変更の援助 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p> <p>1 4 身分を証する書類の携行 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>1 5 サービスの提供の記録 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定訪問リハビリテーションについて法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションを提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者提供しているか。</p> <p>1 6 利用料等の受領 (1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p>	<p>都条例第88条（準用第21条）</p> <p>都条例第88条（準用第22条）</p> <p>都条例第88条（準用第23条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第23条第2項）</p> <p>都条例第83条第1項</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定訪問看護リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者からの支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から適正に受けているか。</p> <p>(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、(3)の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定訪問リハビリテーション事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定訪問リハビリテーションについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定訪問リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定訪問リハビリテーションに要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p>	<p>都条例第83条第2項</p> <p>都条例第83条第3項</p> <p>都条例第83条第4項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>17 保険給付の請求のための証明書の交付</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>18 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>19 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針</p> <p>指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、都条例第79条に規定する基本方針及び都条例第84条に規定する基本的取扱い方針に基づき、次に掲げるところにより行っているか。</p> <p>(1) 医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、指導又は説明を行っているか。</p> <p>(2) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーションを提供しているか。</p> <p>(3) 利用者について、訪問リハビリテーション計画に従った指定訪問リハビリテーションの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。</p>	<p>都条例第88条（準用第25条）</p> <p>都条例第84条第1項</p> <p>都条例第84条第2項</p> <p>都条例第85条第1号</p> <p>都条例第85条第2号</p> <p>都条例第85条第3号</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>20 訪問リハビリテーション計画の作成</p> <p>(1) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。</p> <p>(2) 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、訪問リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該訪問リハビリテーション計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しているか。</p> <p>21 利用者に関する区市町村への通知</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例第86条第1項</p> <p>都条例第86条第1項 条例施行要領第三の四の3 の③</p> <p>都条例第86条第2項</p> <p>条例施行要領第三の四の3 の②</p> <p>都条例第86条第3項</p> <p>都条例第88条（準用第30条）</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>2 2 衛生管理等</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>2 3 掲示</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>2 4 秘密保持等</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>2 5 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を</p>	<p>都条例第88条（準用第32条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第32条第2項）</p> <p>都条例第88条（準用第33条）</p> <p>都条例第88条（準用第34条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第34条第2項）</p> <p>都条例第88条（準用第34条第3項）</p> <p>都条例第88条（準用第36条）</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>供与していないか。</p> <p>26 苦情処理</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者及びその家族からの指定訪問リハビリテーションに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。</p> <p>(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。</p> <p>27 地域との連携</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーションの事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>都条例第88条（準用第37条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第37条第2項）</p> <p>都条例第88条（準用第37条第3項）</p> <p>都条例第88条（準用第37条第4項）</p> <p>都条例第88条（準用第38条）</p>

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>28 事故発生時の対応</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該自己の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>29 会計の区分</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。</p> <p>30 記録の整備</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。</p> <p>ア 訪問リハビリテーション計画</p> <p>イ 都条例第23条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>ウ 都条例第30条の規定を準用する市町村への通知に係る記録</p>	<p>都条例第88条（準用第39条第1項）</p> <p>都条例第88条（準用第39条第2項）</p> <p>都条例第88条（準用第40条）</p> <p>平13老振18</p> <p>都条例第87条第1項</p> <p>都条例第87条第2項</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
<p>第5 介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>エ 都条例第37条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 オ 都条例第39条第1項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 (2) 指定訪問リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成24年厚労省告示第94号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 訪問リハビリテーション費について</p> <p>通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定しているか。</p> <p>3 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合の取扱い</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚労省告示第97号の8）に該当する指定訪問リハビリテーション事業所において、当該指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平12厚告19一 平12厚告19二 平12厚告19三 平12厚告19の別表4イ注1 平12厚告19の別表4イ注2</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>4 中山間地域等に居住する者に提供した事業所への評価</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等が、別に厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚労省告示第120号）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第82条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>5 短期集中リハビリテーション実施加算</p> <p>利用者に対して、集中的に指定訪問リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>（1）利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日（以下「退院（所）日」という。）又は法第19条第1項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」）の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けたものである場合に限る。以下「認定日」という。）から起算して1月以内の期間に行われた場合 340単位</p> <p>（2）退院（所）日又は認定日から起算して1月を超え3月以内の期間に行われた場合 200単位</p> <p>6 訪問介護等連携加算</p> <p>理学療法士等及び指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、指定訪問介護及び指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、当該理学療法士等がサービス提供責任者に対して、訪問介護計画を作成する上での</p>	<p>平12厚告19の別表4イ注3</p> <p>平12厚告19の別表4イ注4</p> <p>平12厚告19の別表4イ注5</p>

指導検査基準（指定訪問リハビリテーション事業）

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令等
	<p>必要な指導及び助言を行った場合に、3月に1回を限度として300単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>7 頻回のリハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合の取扱い 指定訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主事の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問リハビリテーション費を算定していないか。</p> <p>8 サービス種類相互の算定関係 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間に、訪問リハビリテーション費を算定していないか。</p> <p>9 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚労省告示第96号の10）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき6単位を加算しているか。</p>	<p>平12厚告19の別表4イ注6</p> <p>平12厚告19の別表4イ注7</p> <p>平12厚告19の別表4ロ注</p>